災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書

大津市(以下「甲」という。)とおごと温泉旅館協同組合(以下「乙」という。)とは、 災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難と なった者(以下「帰宅困難者」という。)に対し、乙の組合員がその所有する施設を一時滞 在施設として提供すること(以下「一時滞在施設の提供」という。)に関し、次のとおり協 定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関 し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

- 第2条 この協定の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、乙の組合員が所有する施設(別表)とする。
- 2 乙は、乙の組合員に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。 (協力要請)
- 第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設 の提供の協力を要請するものとする。
- 2 乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告する とともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。
- 3 第1項の要請は、要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

(一時滞在施設の提供の内容)

- 第4条 乙の組合員は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行う ものとする。
 - (1) 一時滞在施設である旨の表示を行うこと。
 - (2) 帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を乙に報告すること。
 - (3) 帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供すること。
 - (4) 甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供すること。

(一時滯在施設の提供期間)

第5条 一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

(経費負担)

第6条 一時滞在施設の提供に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大津市産業観光部観光振興課長と し、乙においては理事長とする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の 上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 7月28日

甲 大津市御陵町3番1号大津市大津市長 越 直美

乙 大津市雄琴六丁目5番1号おごと温泉旅館協同組合理事長 金子 博美

別表

施設の名称	所在地
びわこ緑水亭	大津市雄琴六丁目1番6号
里湯昔話 雄山荘	大津市雄琴一丁目9番28号
湖畔の宿 雄琴荘	大津市雄琴六丁目1番24号
びわ湖 花街道	大津市雄琴一丁目1番3号
湯元館	大津市苗鹿二丁目30番7号
天然温泉の宿 ことゆう	大津市苗鹿三丁目9番5号
暖灯館 きくのや	大津市雄琴六丁目1番29号
湯の宿 木もれび	大津市苗鹿二丁目30番1号
琵琶湖グランドホテル	大津市雄琴六丁目5番1号

様

大津市長

災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書に基づく協力要請書

災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書第3条1項に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

- 1 要請する理由 貴社が所有または運営する施設の使用が必要と判断したため
- 2 要請する内容
- 3 要請する期間 平成 年 月 日 ~

公共交通機関が運行を再開した時点まで

- 4 利用したい場所
- 5 その他必要事項

大津市 部 課 担当 TEL FAX E メール